

申込時に必要な提出書類

※各種公的証明の『有効期限は6か月以内』に発行されたものとなりますので、ご注意ください。

申込み資格の有無は、必要書類すべてを提出いただいたから審査します。

住宅周辺の環境や交通事情等をよくご確認のうえ、お申込みください。

1. 必ず提出していただく書類

※申込者の氏名・生年月日がわかる確認書類（運転免許証、資格確認書、保険証、マイナンバーカード等）の提示を必須とします。

番号	提出書類	摘要	発行元
①	入居申込書	必要事項をすべて記入してください。 ① 令和6年1月1日の住民登録が市内の方 前橋市役所2階市民税課34番窓口へ必要事項を記入した「市営住宅入居申込書」を提出し無料で申込者本人の住民税完納または非課税の証明を受けてください。 *住民税に未納がないことを確認します。	市所定
②	同意書	内容をよくお読みになり、必要事項をすべて記入してください。	市所定

2. 該当する方のみ提出していただく書類

番号	区分	提出書類	発行元
①	入居を予定している方の中で市外にお住まいの方	住民票（全員分） *綱柄、本籍地、筆頭者等を省略していないもの マイナンバー（個人番号）は記載されていないもの	市・区役所 町・村役場
②	申込者の住所が市外で勤務先が市内の方 *申込者が市外にお住まいの場合、勤務先の住所が前橋市内にないと申込みできません。	在職証明書	勤務先
③	住民税に未納がないことが確認できる証明書 *令和6年1月1日の住民登録が市外の方	申込者本人のみ 在住していた市町村で令和6年度の「住民税納税証明書」滞納がないもの（または「非課税証明書」）	市・区役所 町・村役場
④	生活保護を受けている方	生活保護受給票のコピー または 生活保護受給証明書	本人 市・区役所 町・村役場
⑤	ひとり親世帯の方	戸籍謄本 *配偶者の死亡、離婚、18歳未満の子と同居の場合は、申込者に子どもの親権があることが確認できるもの *外国籍の方は「独身証明書等」（単身であることが確認できる公的証明書（日本語訳付）と子の出生証明書（日本語訳付））	市・区役所 町・村役場 大使館等

⑥	成人で独身の方	戸籍謄本 *配偶者の有無が確認できるもの *外国籍の方は 独身証明書等 単身であることが確認できる公的証明書(日本語訳付)	市・区役所 町・村役場 大使館等
⑦	収入を証明する書類 *令和7年1月1日の住民登録が市外の方	令和7年度(令和6年分) 所得課税証明書 *入居予定者(15歳以下の方を除く) 全員分で在住していた市町村で交付を受けてください	市・区役所 町・村役場
⑧	令和6年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書 *直近の給与支給月から、さかのぼって最長一年分を記入してください。 (直近の一年分) *転職の場合は、前勤務先の退職したことが確認できる書類が必要です。 (番号⑪の提出書類参照)	勤務先
⑨	令和6年1月2日以降に自営を始めた方 (事業所得の方)	収支明細書 【所定の用紙または事業者発行のもの】 *直近の収支から、さかのぼって最長一年分を記入してください。 (直近の一年分) *転職の場合は、前勤務先の退職したことが確認できる書類が必要です。 (番号⑪の提出書類参照)	本人等
⑩	市が入居の判定をする前に退職を予定している方	退職予定証明書 *入居が決定した場合、改めて「退職証明書」を提出していただく必要があります。	勤務先
⑪	令和6年1月1日以降に退職し現在無職の方	退職証明書他 *退職日、勤務先名などの記載があるもの 社会保険離脱証明書のコピー 雇用保険資格喪失確認通知書(離職票)のコピーでも受けられます。	勤務先等
⑫	婚約中で申込みをされる方	婚約証明書【書式は指定】 *入籍後、戸籍謄本または婚姻届受理証明書が提出されませんと住宅の紹介ができません。	第三者

⑬	離婚予定で申込みをされる方	離婚予定証明書または 調停係属証明書 ＊離婚後、戸籍謄本または離婚届受理証明書が提出されませんと住宅の紹介ができません。	市・区役所 町・村役場 裁判所
⑭	障がい者に該当する方 (入居予定の方、扶養親族の方)	障害者手帳コピー 療育手帳コピー 難病患者手帳または受給者証コピー	本人
⑮	出産される予定のある方	母子手帳のコピー	本人
⑯	所得税法上の別居扶養者がいる方	扶養証明書	勤務先
⑰	外国籍の方	在留カード（表裏）のコピー ＊令和6年中に日本に入国した方はパスポートのコピー（顔写真と入国日の記載がある部分）をいただきます。	本人
⑱	ぐんまパートナーシップの宣誓をした方	ぐんまパートナーシップ宣誓受領カードまたは宣誓書写しのコピー	本人
⑲	児童福祉法の規定による里親に委託されている児童	措置証明書	児童相談所
⑳	単身で申し込む方	自活状況確認書 ＊自活可能か確認のために面談を行う場合があります。	
㉑	不動産をお持ちで売却予定の方	媒介契約書のコピー ＊後日、売買契約書のコピーもご提出いただきます。	不動産業者

◎その他、世帯の状況により必要に応じて、他の書類の提出を求めることがあります。
◎ご提出された書類については、一切返却できませんので、ご了承ください。